

労働者が自発的に
健康管理に取り組む健康教育を



全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で第63回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的な労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきました。

今年の全国労働衛生週間は、「心とからだの健康チエツク みんなで進める

健康管理」をスローガンとして10月1日から7日まで全国で展開されます。
愛知県における業務上疾病の発生は、減少傾向にありましたが、最近は増減を繰り返し、年間400人前後で推移しています。昨年は376人と前年と比べ53人(12.4%)の減少となりました。これは、昨年の夏は例年と比べ暑かつたものの熱中症が大幅に減少したことで、災害性腰痛が大幅に減少したためですが、熱中症に関しては、6月の早い時期から、各事業場で周知・啓発活動に努めて頂いた結果であると感謝しております。なお、災害性腰痛は、昨年は減

少したもののは、長期的には減少傾向になく、未だ業務上疾病全体の約6割を占めているため、今後一層対策を強化する必要があります。

また、愛知県における定期健康診断の有所見率は上昇傾向にあり、平成22年は50・2%と初めて50%を超えたが、昨年は50・3%と前年比で0・1ポイントの上昇になりました。血糖、尿糖尿蛋白、心電図の有所見率は前年比で若干減少しましたが、生活習慣病に繋がる血圧、血中脂質、肝機能の有所見率は減少していません。第11次労働災害防止計画では「定期健康診断結果における有所見率の増加傾向に歯

止めをかけ、減少に転じさせることを目標として掲げており、この目標を達成するためにも、各事業場で有所見者に対する事後措置や保健指導等を徹底して頂くとともに、労働者が、自発的に健康管理に取り組むよう健康教育をお願いします。

さて、警察庁の発表によると、全国で14年連続して3万人を超える自殺者が発生しており、その約3割が被雇用者と言われています。そのうち自殺の原因・動機に勤務問題等を挙げているものが約3割とも言われています。また、精神障害等による労災申請件数が増加しており、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みが重要となっています。しかしながら、取り組みの必要性を感じない、取り組み方が分からぬ等という理由で未だメンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場が少なからずあります。

メンタルヘルス対策に

関しては、衛生委員会等において、メンタルヘルスケアに関する事業場の現状とその問題点を明確にするとともに、その問題点を解決する具体的な実施事項等についての基本的な計画（「心の健康づくり計画」）を策定・実施することが重要です。そして、関係者に対する教育研修や情報提供を行うとともに、「セルフ保健スタッフ等によるケア」、「事業場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「事業場外資源によるケア」の4つのケアを効果的に推進し、職場環境の改善、メンタルヘルス不調者への対応及び職場復帰のための支援に取り組んで頂くようお願いします。取り組み方が分からぬ等の理由でメンタルヘルス対策に取り組んでいない事業場については、愛知産業保健推進センター内に設置されたメンタルヘルス対策支援センターが無料でメンタルヘルス対策に係るあら

ゆる相談に応じています
ので、積極的な活用をお
願いします。

また、労働者の受動喫
煙を防止し、快適な職場
環境を形成するため、平
成23年10月より飲食店、
旅館等で喫煙室を設置す
る事業場に対し、費用の
4分の1を助成する受動
喫煙防止対策助成金制度
が開始されています。制
度の積極的な活用をお願

いします。

さらに、化学物質によ
る重篤な疾病を予防する
観点から、指針対象物質
を取り扱う場合等には、
ばく露防止対策の徹底を
お願いします。

労働衛生管理活動を的
確に推進し健康確保のた
めの対策の徹底を図るに
は、経営トップの強い決
意とリーダーシップのも
と、衛生管理者、産業医



等の選任及び衛生委員会
等の設置などによる労働
衛生管理体制の確立が重
要であり、労働衛生管
理水準を着実にレベルアッ
プしていかなければなり
ません。そのためには、
リスクアセスメントを中
核とする労働安全衛生マ
ネジメントシステム（O
SHMS）を導入するこ
とが有効です。まだ導入
されていない事業場にお
かれでは、導入に向けて
早急な取り組みをお願い
します。

労働衛生週間を機に、
経営トップ、労働者、管
理監督者、産業保健ス
タッフ等がそれぞれの役割
と責任を認識し、組織的
かつ積極的な取り組みに
より、労働者の心と体の
健康が確保され、働きや
すい快適な職場環境が実
現されるよう祈念します。

会員事業場限定無料 メンタルヘルス相談室

当協会では、産業カウンセラー・
特定社会保険労務士資格を持った専
門相談員が、メンタル不調者発生時
の対応策、関係規定の作成・整備等
の適切な労務管理の実施に向け、相
談を無料で行っています。

ぜひご利用下さい。

相談日 毎週火・金曜日13~17時
場 所 当協会相談室

お問い合わせ・お申し込み先

名北労働基準協会
企業の労働110番
☎052-961-7110